

令和4年 第2回総務経済常任委員会会議録

令和4年1月13日 議員控室

○事 件

所管課報告事項

- (1) 「八雲町U・Iターン就職奨励金」制度（再検討案）について
（商工観光労政課）
- (2) トラウトサーモン種苗生産施設等の取得について（産業課）
- (3) 地域会館（東野母と子の家）整備について（政策推進課）
- (4) 八雲消防署落部出張所併設八雲消防団第6分団格納所庁舎建設計画（案）に伴う建設候補地（追加候補地）の検討内容について（消防本部）
- (5) 八雲町特定公共賃貸住宅の家賃について（地域振興課）
- (6) 第2期八雲町空家等対策計画の素案について（建設課）
- (7) 空家等対策支援補助金について（建設課）
- (8) 新八雲（仮称）駅舎デザインコンセプトについて（新幹線推進室）
- (9) 受入地「黒岩A」に仮置き対策土の処分方法について（新幹線推進室）
- (10) 対策土受入候補地について（新幹線推進室）
- (11) 八雲町交通安全計画（素案）について（総務課）

○出席委員（8名）

委員長	安藤辰行君	副委員長	牧野仁君
	横田喜世志君		大久保建一君
	関口正博君		宮本雅晴君
	倉地清子君		三澤公雄君

○欠席委員（0名）

○出席委員外議員（4名）

議長	千葉隆君	副議長	黒島竹満君
	赤井睦美君		佐藤智子君

○出席説明員（23名）

商工観光労政課長	井口貴光君	商工観光係長	南川隆雄君
産業課長	吉田一久君	水産技術主幹	田畑司男君
海洋深層水推進係長	黒丸勤君	水産課長	田村春夫君
政策推進課長	川口拓也君	政策推進課長補佐	上野誠君
協働推進係長	渡辺直樹君	消防長	大淵聡君
次長	高橋朗君	庶務課長	堤口信君
地域振興課長	野口義人君	地域振興課参事	小笠原一信君

建設水道係主査	森	綱	正	君	建設課長	藤	田	好	彦	君	
建設課長補佐	作	田	知	宣	君	新幹線推進室長	鈴	木	敏	秋	君
推進係	岡	島	孝	明	君	総務課長	竹	内	友	身	君
総務課長補佐	相	木	英	典	君	庶務交通係長	吉	田	正	樹	君
庶務交通係主任	高	谷	賢	宜	君						

○出席事務局職員

事務局長	三	澤	聡	君	事務局次長	成	田	真	介	君
------	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---

[開会 午後1時00分]

◎ 開会・委員長挨拶

- 委員長（安藤辰行君） それではこれより委員会をはじめたいと思います。
今日は11件ありまして大変だと思えますけれども、頑張っていきましょう。

【商工観光労政課職員入室】

◎ 所管課報告事項

- 委員長（安藤辰行君） それではまず一つ目の、八雲町U・Iターン就職奨励金制度について、商工観光労政課からお願いいたします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） よろしく申し上げます。

商工観光労政課からご報告させていただきますのは、八雲町U・Iターン就職奨励金制度についてでございます。

最初に12月10日に開催されました、総務経済常任委員会でご報告させていただきました、皆様からご意見をいただいております。それでいただきましたご意見を踏まえまして再検討を行った結果につきまして、資料に基づき担当係長から説明させていただき、また新年度の事業として準備を進めてまいりたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。

○商工観光係長（南川隆雄君） 委員長、商工観光係長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光係長。

○商工観光係長（南川隆雄君） 私から報告事項といたしまして、1ページ八雲町U・Iターン就職奨励金制度再検討案を説明させていただきます。

先ほど課長からもありましたとおり、先日、総務常任委員会よりご説明させていただいた際に、委員の皆様のご意見を基に今回検討を重ねた内容でございますが、対象の制限の年齢や条件、跡継ぎ等々の考え方、あと支給時期、奨励金額などのご意見、最後にPR方法などの貴重なご意見を検討した結果を踏まえて、今回、説明させていただきます。

まずはじめに事業の目的でございますが、記載のとおりでございますので、こちら割愛させていただきますが、再検討案としまして、まず、年齢層のターゲット層を検討した結果、確かに委員の皆様からの声がありました、50歳以上の方々の貴重な戦力なのではというご意見もありましたが、実際に未来を担う比較的若い人の方々を今回の、この奨励金制度につきましては、ターゲットとして産業の活性化と労働人口減少対策に繋げることがこの制度の狙いではと考えまして、ターゲットのほうは20代から40代の年齢層をターゲット層として考えております。

それでは、支援概要の対象の制限について説明させていただきます。対象の制限ということで、太枠で括りさせていただいて、変更なしと書かれている部分につきましては割愛させていただきます。

①は変更がございません。②満50歳未満であることということで、先ほども説明させていただいたとおり、比較的20代から40代をターゲットとして考えておりますので、50歳未満であるということを経験として変更してございません。

次に③正規雇用の考え方についてでございますが、委員の皆さんからご意見をいただいたように、最近、介護職などでは近年、一般被保険者といわれる正規雇用並みに労働されている方が多いため、対象制限を見直して、非正規職員も対象にしてみてもどうかというご意見もありましたが、検討した結果、雇用契約において、定年までの雇用が見込まれ、また町内に長期間の居住が見込まれる正規雇用者を対象とすることが、今回の奨励金の定住といったところに繋がるため、変更なしといたしました。

④本町に住所を有してから1年以内に就職したものに限る。ただし新卒者については卒業後1年以内という内容でございますが、先ほど、ここで非正規雇用の考えに一部関連してきておりますが、転入した際の就職要件はアルバイトや非正規雇用だった場合でも、1年以内の正規雇用での就職採用になれば、この制度は認めるといったところでございます。たとえば令和4年1月に転入された方が、就職した際に、非正規職員で企業に採用されたと仮定して、そのまま継続で勤務した際に、ある程度の業務内容や成果・頑張りなどが認められたときに、たとえば令和4年12月に新たに正規雇用、採用となった場合につきましては、転入されて1年以内に正規雇用という内容でございますので、そういった方々は対象にしてはどうかといった制度内容に、まずは変更しております。あくまでも1年以内での正規雇用としての就職でありますので、定住に繋がるという考えでおりますので、幅広い考えで、まずは変更をしております。

⑤継続して勤務・定住は変更ございません。⑥こちらも変更はございません。

⑦農業・漁業について、特に跡継ぎの方について対象の拡大というご意見もありましたが、こちらも検討した結果、正規雇用としての八雲町内の事業所、事務所に勤務していることを条件としていることから、企業に就職する農業・漁業者を対象とすることで、こちらも変更はしてございません。ただ、意見がありました一次産業の跡継ぎ支援、事業承継等につきましても、今回の就職奨励金制度とは別に、次年度以降に制度設計を検討し、担い手対策などを踏まえてですね、商工会と連携して、別の制度として考えていきたいと思っております。

⑧は変更ございません。⑨もこちら表記方法の見直しといったところで検討いたしました。※2というところで資料に記載させていただいておりますが、日本国籍という表記ではなくて、日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、永住者のいずれかの在留資格を有することといったところで、確かに永住者など町内に長期間の居住が見込まれる方もいらっしゃると思っておりますので、両方でこういったところは表記して修正したいと思います。

⑩は変更ございません。⑪と⑫は新たに追加といったところでございます。⑪過去において本奨励金の交付を受けていないことと記載しておりますが、転入転出を繰り返しての複

数回の交付を制限するためでありますので、過去に一度でも奨励金の交付を受けた方は対象外とするものであります。

⑫も同様に、町外に1年以上居住されていた方についてでございますが、就職又は学業のために一定期間の居住を条件とし、こちらも⑪同様に転入・転出を繰り返していない方を確認するといった状況のために追加いたしました。

以上、対象の制限の変更などは説明いたしました。

次に、横の大枠、奨励金についての金額や認定から交付の流れを説明いたします。大きな変更点として二つございます。この事業につきましては、3年間の奨励金の事業という予定でございましたが、確かに皆様のご意見のとおりですね、3年間の効果、検証を考えるとなかなか効果の反映が難しいよねというご意見もございましたので、それらを踏まえて1年間短縮し、2年間の奨励金の制度として変更いたします。1年目につきましては、引越越し費用、生活費用などの転入に関わる準備費用などを考慮しますと、30万円相当の算出になるのではないかとということもあり、支給時期も初期費用の部分を考えますと、速やかに支給をするといったところで、地方の方々からの呼び込み策として定住に繋がるのではないかと考えて、支給の時期も見直したところでございます。

二つ目、2年目につきましては、当初、現金10万円ということでしたが、2年目、20万の八雲商品券を支給し、生活を応援するために町内の経済循環と継続して定住していただくことの目的としたことを商品券として考えております。

最後に資料には記載しておりませんが、PR方法につきましてご意見がございましたが、U・Iターンにつきましては、確かに町内PRと、それ以外に町外PRということも大事になってきておりますので、外に向けた発信力が重要となりますので、八雲町に縁のある飲食店や、ふるさと納税のPR等々に連動しまして、イベント等の制度に連動して周知もできるようにと考えております。

以上ですが、検討を重ねた内容でございますので、八雲町U・Iターン就職奨励金制度、再検討案について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） これにつきまして質問ありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保君。

○委員（大久保健一君） 確認なんですけれども、新卒者についてはという項目は、八雲の人が八雲に新卒で就職した場合は対象になるということでもいいのかな。12番で1年以上居住されていたということは無視でいいの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まず、新卒者の扱いでございますけれども、ここで想定しておりますのは、高校を卒業した方といったことでございます。たとえば八雲高校を卒業されて町内に正規雇用、就職したと。そういった方は本来であればU・Iターンということで対象外の扱いになるのですが、高校卒業した方につきましては、高校特例、こういったような取り扱いで、この制度の対象とすると。もっといいますと、たとえば八雲町の出身の方が函館の高校に行って、卒業されて八雲に戻ってきて正規就職したと。こういった方も当

然この制度の対象とすると。こういった考え方でございます。あくまでも新卒者については高校特例と、こういった考え方でございます。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。ないですか。

ないようですので、この件はこれで終わりたいと思います。

【商工観光労政課職員退室】

【産業課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは次にトラウトサーモン種苗生産施設等の習得について、産業課から説明をお願いいたします。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） それではトラウトサーモンの種苗生産施設等の取得ということでご報告させていただきます。

まず、先月、12月の常任委員会のほうでもご報告させていただきましたが、熊石の鮎川町にございます、道総研の、さけます内水面水産試験場道南支場、こちらについては、今年度3月いっぱいを持ちまして廃場となる見込みでございまして、その後八雲町がその施設を活用しまして、トラウトサーモンの種苗生産をしたいということでご報告させていただいたところでございますが、先般、道のほうから施設の譲与にあたりまして、方向が示されましたので、まずはご報告させていただきます。

資料1ページ目の1番目でございます。さけます内水面水産試験場道南支場につきましては、この資料にございますとおり、北海道が現在権利を有しております土地・建物、こちらにつきましては、記載のとおり土地は574万円、建物につきましては121万円、合計いたしまして695万円ということで価格が示されました。言うならば無償譲与ではなくて有償譲与というかたちを取りたいということで、北海道のほうから連絡がありまして、これにつきましては八雲町といたしましても道の方針に従いまして、有償譲与の関係で進めていきたいと考えているところでございます。

まだ現在、道総研の所管になっております、設備、備品、こちらのほうに開水路用超音波ドップラー流量計等の設備や備品等につきましては、これも同じように八雲町に売却するというところでございますが、価格につきましては現在算定中ということでございまして、詳しくはまだ出てないんですけども、おおよそ25万円程度のものになるのではないかと。ある程度年数も経っておりまして、資産的な価値もないということが内容でございまして。そういったことで報告は受けているところでございます。

この道南支場の施設につきましては、前回もご報告いたしましたが、北海道の12月の定例会で議決をいただきまして、これは要は道総研の定款変更、道南支場を廃場するにあつての定款変更の部分で議決いただいております。その後12月20日に先般の八雲町と道の担当部局との協議がなされたところであります。それで今後、道総研の定款変更につきましては、2月の中旬をめどに総務省の認定、また2月下旬以降に北海道議会第1回道議会

のほうに、この廃場につきましての道議会の議決、それを受けまして3月末、もしくは4月の1日に八雲町へ有償譲与という運びになる予定でございます。

それと併せまして、前回もご説明いたしました、この種苗生産事業の関係で、種苗生産過程におきます、ウイルス等の感染事故防止の観点から、上八雲地区でございます、現在ふ化事業で使っておりました土地ですが、そちらの施設の取得につきましても検討しているということを前回ご説明させていただきましたが、併せまして来年度こちら2番目に記載のとおり上八雲地区の土地、合計いたしまして27,000㎡ほど、また養殖施設等に使用しておりました建物、そういった施設一切切の取得を今現在、計画しているところでございまして、この額面につきましてはこちら記載のとおり全体で5,000万円程度と予定しているところでございます。

以上、資料の説明につきましては簡単でございますが以上でございますので、よろしくお願いたします。

○委員長（安藤辰行君） 質問を受けたいと思いますけれども、何かございませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口君。

○委員（関口正博君） すみません。今回から総務委員になりました関口です。今後ともよろしくお願いたします。

このサーモン養殖事業の実証実験が残り1年となったということで、事業概要というんですかね、今後のスケジュール的なもの、あとこのような施設取得してまいりますけれども、それぞれ今後、熊石はどのような施設を有する、要は養殖するにしても養殖の池を作っていかなければならない。上八雲にも同様なものを考えているのか。わかっている範囲での概要とスケジュールをちょっと教えていただけますか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） それではトラウトサーモンの要は全体的な事業ということで捉えてよろしいかと思いますが、現在、この段階で皆様に説明できる部分だけで申し訳ありませんが、先般12月定例会の一般質問の中で三澤議員さんとうちの町長とのやり取りがあったと思うんですけれども、このトラウトサーモン事業につきましては、八雲町の事業のみならず、檜山沿岸の各町との連携の中で、地域的には全体として3,000tものサーモン養殖を目指したいということで現在関係町といろいろと連携についての協議を進めているところでございます。

そういった中で、奥尻町との連携ということの中で、奥尻町の以前、●●フォーラムということで海面養殖をされていた海域があるんですが、そちらの方を活用できるのであれば、おおよそ2,000t程度の生産が目指せるのではないかとということもございまして、現在、奥尻町ともそういった話を進めているということを一一般質問のやり取りの中であったと思うんですけれども、やはりそれぞれ今現在せたな町や奥尻町でも八雲町と同じようにサーモンの養殖試験のほうを進められてございますが、それぞれ各町が単独で行うより地域全体としてある程度のロットをまとめた中でやらなければ、たとえば種苗のふ化生産の事業の部分、また海面養殖の部分、またその後の加工販売等の部分、それぞれが中途半端になって

しまうということもございますので、地域全体で取り組んでいきたいという中でひやま漁協の方にもいろいろと協力をいただきながら現在、それぞれの各地域で、それぞれの事業の方を進めているという状況でございます。

そういった最終的な目標の中で八雲町の道南支場を活用しての種苗生産、現在、既存の施設のままでは全体として3万尾程度よりできないんじゃないかというような状況でございますが、これらにつきましても改修あるいは増築などしながら50万60万尾、そういったものの生産を目指していきたいと。

また併せまして先ほど3,000t出荷という体制の中では、おおよそ稚魚の部分につきましては120万粒ですとかという数になりますので、また再度そういった大型の施設の新築ということも視野に入れながら進めていきたいと。その中で当面の部分での、さけます内水面水産試験場道南支場、これらの取得。また併せまして危険分散の観点からふ化施設ということで上八雲の土地、あるいは施設を取得するというところでございます。

現在はそれらの事業の進め方につきましてのロードマップ的なものは、まだまだ皆様にお示しできる状況でございませぬが、また時期を見ましてご報告できる状況になりましたら、議会のほうにもご報告させていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口君。

○委員（関口正博君） すみません。ただ今、施設分散という話がございました。当然将来的には1,200万尾を目標にするのであれば、ある程度の用地確保は必要になると思いますが、施設分散という部分、最初病気等の目的からとありましたが、これは指導をいただいている青森のほうからのご提案というんですかね。そういうのも強いんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） こちらにつきましては、やはりどうしてもウイルス等による感染・事故、これらが心配されるということで、道南支場あるいは近隣にそういった施設をある程度距離がある場所に別の施設をもったほうが仮に事故があっても早めに復帰できると。そういった観点から別にそういった施設を持つということが必要ということで、これはご指摘のとおり青森の業者さんのほうからも指導があったところでございます。そういった意味で今こちらのほうの施設を求めたいと考えているところでございます。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口君。

○委員（関口正博君） それでこれ二つの種苗施設を持つということ、まず奥尻地域の話も確かに一般質問の中でございましたが、檜山地区がある程度中心になるのかなと考えたときに、まずは熊石の道南の水試の跡地というものを優先的に施設整備するという考え方なんでしょうか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） まずはこのさけます内水面水産試験場道南支場につきましては、現在もサクラマスのふ化放流事業をやっている施設でございまして、すぐに今のサーモンのふ化、あるいは種苗生産、規模は少ないですけれども、それらに対応できる施設ということでございます。

あと現在、熊石地域におきまして、将来的にサーモンの種苗につきましては10万尾使って生産していきたいという構想は持っております。それは現在、熊石漁港で種苗の海面養殖の試験事業を行っておりますが、熊石漁港の規模からしましても、現在20mの円形生簀1基やっておりますが、これは最大でも3基程度しかできないだろうということで見えてございます。

それ以外につきましては、どうでしょうかということなのですが、現在熊石に4つの港がございますが、そういった中でも利用の少ない港を活用してさらに規模の拡大を目指していきたいと。そういった部分からしまして、熊石地域だけでも10万尾が必要なのかなと。そのようなことは今のところ青写真を描いています。それにつきましても一步一步進めて行かなければならないし、やはりそこに携わる漁師さんたちのやはり理解というものが重要になってきますので、なるべく早い時期にそのような体制を組めればいいんですけども、まずは熊石の漁協内で今の20mの生簀、3基までは整備したいと。これに使う種苗につきましては、15,000尾になります。残りの85,000尾を先ほどの利用の少ない港等の改修なり、あるいは養殖に適した状況にしまして、やっていきたいと考えております。

あと現在、檜山管内につきましては、せたな町、奥尻町で試験をやっておりますが、またあわせまして上ノ国、江差のほうでもサーモンの養殖につきましては大変興味を持っているということでして、そういった部分での今後の広がりも見られるのかなと考えてございます。

最終的に、どの程度の規模になるかは今のところ判然としないんですけども、そういったことを睨みながらですね、状況に合わせて今の道南支場の改修あるいは増築、もしくはまた改めて違う場所に同様の施設の整備、そういったかたちで進めて行き、先ほど申しました町長の描く3,000t、これらの目標に向けて進めて行きたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） この備品の購入についてまだ金額が来ていないということですけども、予想で25万円程度とっていただきましたね。これどれくらいこの先持つのかとか、主婦目線で言ってるんですけども、最初新品だったんですかね。結局どれくらいの日数が経って保証がいつまでなのかということをお考えたら、どうですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） こちらの設備・備品等につきましては、まだ最終的な数字がきちんと確定したものではないんですけども、今年の1月の下旬に我々に連絡があった状況からしまして、ほとんどのものが10年を経過しているもので、資産的な価値は少ないと

いうこととして、それでただし、こちらにございますその他備品等と書いてるものの中には、プレハブのハウスがですね、4棟ほどございまして、それらは現在、中古でも市場のほうに出回っているということもございまして、そういったものがほとんどの数字だそうです。それがおおよそ全体で25万程度になるのではないかと。

あと、取水改良の籠ですとか、飼育池の周りがある柵ですとかは、もう既に価値的なものはないので、これは廃棄した場合にどの程度のお金になるのかというあたりで算定されていたようですので、ほとんど値段が出ないと。

あと、発電機のバッテリー、これにつきましては、建物に付随している、要は建物に発電機があるんですけども、それに付随しているバッテリーだということで価格のほうは考慮しなかったということと、あと活魚移送用のポンプ、あとドップラー流量計は、もうすでに、ある程度の年数が経過して値段も出せない。言うならば場合によってはもうそろそろ壊れるかもわからないんですけども、現在使用しておりますので、これにつきましてはほぼゼロで八雲町にお譲りしたいということでご連絡いただいたところでございます。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

なければこの件はこれで終わります。

【産業課職員退室】

【政策推進課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは続きまして、地域会館整備について、政策推進課から説明をお願いします。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 委員長、協働推進係長。

○委員長（安藤辰行君） 協働推進係長。

○協働推進係長（渡辺直樹君） それでは地域会館、東野母と子の家、整備についてということで、ご説明させていただきます。

まず、資料項目の1 母と子の家の概要につきましては、記載のとおり昭和48年に建設し、平成2年の増築を経て、築48年が経過し、東野2区、3区、4区の現在65世帯を利用対象とした施設であります。

農村地帯にある当会館は地域住民の自治活動だけでなく、農業生産活動や環境保全活動の拠点として、集会、さらには東野小学校と連携した食育体験などの交流の場として毎年数多く利用されている状況にあります。

地域の農業・農村の活性化、地域コミュニティを形成するうえで重要な役割を担う当会館は、建物の耐震基準を満たしていないことのほか、経年劣化による老朽化が著しく、安全性、また、トイレ環境などの機能性にも支障が生じており、地域からも屋根の塗装・修繕についての要望も出されており、老朽化への対策、対応が必要となっている状況であります。

資料項目の2には、東野地域の会館配置状況を図示しております。東野地域には母と子の家を含め3つの会館があり、東野1区会館とわらび野会館、それぞれの概要につきましては裏面に記載しているとおり、いずれの会館も築年数が相当経過している状況にあります。また表面に戻っていただいて、東野1区会館につきましては、内閣府が現在、検討を進めてい

る日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルにおいて、津波浸水想定区域に指定される可能性があること、また、わらび野会館につきましては地域の人口・世帯数の減少などから近年会館の利用頻度が低調となっているところであります。

これらのことから、裏面の資料項目3 会館整備の方針として、八雲町総合計画並びに八雲町公共施設等総合管理計画における方針との整合を図り、防災面の観点並びに施設の利用状況を勘案し、地域の将来像を見据えた会館の適正配置を検討した結果、現在の母と子の家の位置に新たな地域拠点施設を整備し、将来的には東野1区とわらび野会館を新施設へ統合集約することとしたいと考えております。

将来的にはとは、1区会館、わらび野会館において今後、大規模な改修が必要となった時期ということであります。

このことについては、それぞれ地域の役員に説明し、改築に関すること、また将来の統合について理解と了承をいただいております。

母と子の家改築スケジュールは、資料項目の4により、令和4年度に既存建物の解体工事、新施設の実施設業務を行い、令和5年度に新築工事を考えております。令和4年度の解体費並びに設計費につきましては、令和4年第1回議会定例会において予算案を上程させていただくこととしております。

以上、簡単ではありますが、地域会館東野母と子の家整備についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。

質問を受けたいと思えますけれども。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 牧野さん。

○委員（牧野 仁君） 今の説明、これから東野1区と母と子の家、これから総合計画に則って一緒にするという事は、これから話し合うと思うんですけども、今、東野1区の浜、ハザードマップにありましたとおり津波とかいろいろありますけれども、今度、東野の母と子のほうに渡るとなると、距離的に750mなんですけれども、その間の国道5号線、幹線道路ですね、それとJRの線路がありますので、そういった懸念もあると思うので、その辺は住民とどのような話し合いをするんですか。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 委員長、協働推進係長。

○委員長（安藤辰行君） 協働推進係長。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 地元のほうに話をした際に、そういった部分も懸念することであるというふうな話はされております。ただ、やはり津波が来る箇所でもあるので、ここに新たな会館の整備とは考えてはいないということもお伝えして、この部分については、小規模な修繕等については、使えるうちは使っていただくということで理解をいただいたかたちになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 牧野さん。

○委員（牧野 仁君） 私も今後、現場ちょっと見てるんですけども、やはり小学校も通学路になっていますけれども、やはり信号機、幹線道路の中でも、なかなか信号機を渡るとというのが、小学生、子どもはいいとして、高齢者の方が渡るとなると不便じゃないのかなと思います。結構な距離ですから。その辺のことも町民とお話をして、今、東野の浜の高齢者がかなり進んでいますので、その辺もしっかりと議論になるとと思いますので、その辺の話もしてもらいたいと思います。

○政策推進課長（川口拓也君） 委員長、政策推進課長。

○委員長（安藤辰行君） 課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 確かにですね、土地の面で、今の建替えの計画はですね、現状の既存の母と子の家の場所になるんですけども、やはり周辺がどうしても農地とか、そういった部分で、どうしても建てる場所については、現状では限られていることがございますので、そういった空き地も含めて考えながらですね、できれば、ただ、可能な限りそういう配慮はするんですけども、そういった部分は住民の方にもですね、説明しながら理解を得ながら進めて行きたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 今、現状、1区の会館のところには、消防の格納庫ですか。その考え方というのかな、たとえば相沼であれば格納庫と会館を一緒に一つに建ててしまったと思うんですけども、これはどういうふうに考えるんですか。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 委員長、協働推進係長。

○委員長（安藤辰行君） 協働推進係長。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 消防の格納庫につきましては、今、会館と併設されているんですけども、施設として別のものになっております。それで、浜のほうは消防団員も多いので、そちらのほうに今のまま消防の施設を残しておくというようなかたちをイメージしております。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 会館は津波が来ちゃまずいから山のほうに持っていくけれども、格納庫は津波が来てもいいということ。

○政策推進課長（川口拓也君） 委員長、政策推進課長。

○委員長（安藤辰行君） 課長。

○政策推進課長（川口拓也君） そういうことではなくてですね、どうしても今、申し訳ないですけども、会館の移転の部分の話なんですけれども、確かに消防の施設も隣接しているので、今後、緊急出動する際には、どうしても今の消防団の方々に浜の方が多いので、一旦、改修が必要な時までにはですね、既存の場所にあるのかなと。そのままですね、消防サイドともお話をしながら、こちらのほうも国道5号線を渡って、移転したほうがいいのか、そ

れとも既存の部分で津波浸水区域にギリギリ入らない範囲にしたほうがいいのか、それは今後、消防と話をしながら進めたいと思います。

○委員（大久保健一君） そしたらそこまで決まっていないということですね。

○政策推進課長（川口拓也君） そうです。

○委員長（安藤辰行君） よろしいでしょうか。

○委員（大久保健一君） 決まっていないならいいです。

○委員長（安藤辰行君） ほかにないですか。

ないようですので、これでこの件は終わりたいと思います。

【政策推進課職員退室】

【消防本部職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは、4つ目の八雲消防署落部出張所併設八雲消防団第6分団格納所庁舎建設計画案に伴う建設候補地追加候補地の検討内容について消防本部から説明をお願いいたします。

○消防長（大淵 聡君） 委員長、消防長。

○委員長（安藤辰行君） 消防長。

○消防長（大淵 聡君） 庁舎建設候補地の追加候補地の検討報告について、ご報告いたします。

前々回の令和3年11月18日に開催されました総務経済常任委員会において説明しました内容より、委員の皆様から別の候補地の7か所について問われまして、新たに追加資料を提出し、令和3年12月10日の総務経済常任委員会の開催時に協議いただきました。その際に、委員長はじめ、委員の皆様には、現地まで赴き、現地視察にいただいたと聞いております。

その中で新たに2か所検討してはどうかということで伺っており、関係各課に協力をいただき、調査・検討いたしました結果を担当のほうから報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○庶務課長（堤口 信君） 委員長、消防本部庶務課長。

○委員長（安藤辰行君） 消防本部庶務課長。

○庶務課長（堤口 信君） それでは、追加候補地の2箇所についてご説明させていただきます。

はじめに、1箇所目の現庁舎横の候補地についてですが、関係課にも協力いただき調査したところ、笹田宅及び東流寺の所有地であることが確認できました。しかし資料に書かれているように、諸問題を抱えている土地のようで、相当量の調査が必要であり、売買が困難な土地であるとのことでした。

また、面積的にも奥行きを確保することが困難で、現庁舎より前庭部分が確保できない状況であり、団員の車両駐車スペース及び訓練場所の確保も困難なことから、適地と判断しにくい場所だと考えます。

次に、2箇所目の候補地についてですが、落部小学校グラウンド内、国道沿い、旧プール跡地周辺ですが、土地については学校用地で町有地であり、購入費用がかからず敷地面積も確保できる点は良いのですが、やはり出動の際に国道の傾斜のあるカーブが危惧され、交通事故も多い場所であり、冬期間はさらに積雪等により見通しが悪い点、またコンビニエンスストアが正面に位置し、一般車両の出入りが多いことから危険が危惧されます。また小中学校の敷地内ということから、消防の日常点検のサイレン音や機器のエンジン音等が児童及び生徒の授業に影響を及ぼすことも危惧されます。

さらに学校の直近であることから、登下校時の時間帯等に災害が発生した場合、団員の参集に際し、児童に対しての危険性が生じることも考えることから適地と判断しにくいとの考えであります。なお、学校教育課にも聴取した内容では、二宮金次郎像や石碑が建立されており、多数の遊具も点在しているとの内容も聴取しておりますが、移動すれば対応できるとは考えますが、移動場所の確保や工事期間の使用不可などを考慮すると難しいと考えます。

また、今回、添付資料のとおり、新たに津波浸水想定区域の指定がなされましたが、この点については、当初の想定と特に大きく変わるものではありませんので、消防としては駅前の候補地で検討していきたいと考えております。

以上、追加候補地2箇所についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。これに対して質問ありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 添付いただきましてありがとうございます。ただ、これについては、この2箇所については適地じゃないという判断がされたということですよ。今の算定しているところが適地だという証明ではないですよ。今の消防署が建ったのは2011年ですよ。東日本大震災と同じ年ですよ。だからもう計画は決まってるんですよ。だからしょうがないかなと思いますけれども、今、あれだけのものを経験して、平成27年に地域防災計画を立てましたよね。消防はそれの実行部隊ですよ。予防もしなければならぬと書いていますよね。それをこの震災の津波の浸水区域に本気で建てるんですか。消防職員と消防団員の命を預かる立場として、本気でここに建てるんですか。それでいいと思っているんですか。本当に。おかしいと思いますよ。

もっと本気で考えれば、第一に浸水区域じゃない、そこは除いたところで話をスタートするのが本当なんじゃないですか。普段団員の利便性だとか火災の出動の時間がかからないというのはわかります。そのとおりだと思います。だけど本当にいいんですか。一番大事な人命ですよ。東日本大震災では250何名の消防職員が死んでいますよね。消防団員も参集場所に集まるために亡くなった方もいますよね。本当にこれでいいんですか。本当に消防は検討してこれで良いと思ってこれを出してきてるんですか。大前提が人命を守るということで、それをスタートとして考えるべきだと思います。私は。断固として反対します。

○消防長（大淵 聡君） 委員長、消防長。

○委員長（安藤辰行君） 消防長。

○消防長（大淵 聡君） 今、委員がおっしゃられましたのは当然だと思いますけれども、人命を守るということで言わせていただきますと、救急出動、火災出動にしる、同じだと考えております。そしてその場所に浸水区域に建てたからといって、我々職員が悲しい結果になるとは限らないと思っています。あった場合には、当然、職員であれ団員であれ、一時避難場所になっているところに逃げます。それでその庁舎に関してはオープンにして逃げます。それを前提に考えて、普段の出動のほうを優先しました。以上です。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 言いたいのは、職員がその場から逃げたからそれでいいという話ではなくて、被災した場合のこの地域での災害対策を行う中心地になるわけですよね。たとえば、今回のことでちょっと過去の震災を調べたんですけれども、陸前高田なんかは被災して浸水してしまったので、通信も使えない。まず消防職員が始めたのは、消防署から資料だとか必要なものを仮に消防本部に、給食センターに運ぶというところからスタートしてるんですよ。そういうことになるかもしれないって言ってるんです。

消防職員の命がここにいるから失われるとかではなくて、被災というか災害対策の中心になるべき場所だと思うんです。落部のこの地域での消防署というのは、そういうことになると思うんです。なのに、その中心になるべき、この消防署が浸水されてある程度使えなくなる、ここにいたから職員が亡くなるとかそういうことだけじゃなくて、ここに建てたことによって速やかな業務が行われるのかどうなのかということなんです。それも凄く大事なことだと思うんですよ。浸水される場所より、されない場所のほうがよくないですか。考えたら。適地がないっていうけれども、じゃあ東日本大震災で被災した消防署のあとで建てられた場所、浸水を予想されているところに建てているところってあるんですか。ないと思いますよ。

この地域防災計画でも、そういう災害を教訓として、これからの計画を立てるって書いてるんですよ。教訓になっているんですか、これ。なっていないと思いますよ。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） 確かにいろんな考え方はあるでしょうし、この浸水区域外という考え方は非常に大事だと思いますけれども、私自身は落部に住んでいて、元消防団員の立場として、それで将来の消防団の初動のあり方だとかを考えた時にはですね、現状、落部の土地は非常に限られるのかなと考えております。

先ほど東野の地域会館のお話の中でも、浸水区域に格納所があって、将来、移設も考えなければならぬ。それは線路の向こうで良いのか、もちろん浸水区域を外すとなれば、落部もそういうことになってしまうんですね。線路の向こうに行かなければならぬ。じゃあその津波を想定して、そういう場所に建てるのか。確かに昨今は火事も少ない中でですね、ただ災害出動が非常に多くなってきている中で、その初動の問題というものはですね、もっともっと真剣に考えるべきことかなと。それで将来栄浜地域、そして東野地域、これ地域の分団員というのも非常に減っていますので、そちらのほうへの災害出動を考えたときには、初

動というものは消防としてはベースとして考えなければならない部分じゃないのかなというふうには思っています。

この今日いただきました浸水区域、落部のほぼ7割8割は浸水区域になっておりますし、牧野さんの家なんて沈んでしまうような想定になっておりますが、どうしても地方と、田舎っていうのはね、八雲であれば選択肢はたくさんある。浸水区域外はたくさんある。町が大きいから。だから落部にせよ東野にせよ野田生にせよ、どうしてもですね、町の規模が小さい、川のそばに発展している町は、どうしてもそのような場所というものを避けては通れないという地域の事情というものは考慮しなければならないのかなというふうにも思っております。

非常に大変難しい問題ではあろうと思いますし、候補地の選定もですね、まだまだ自分も落部に住んでるから適地はなかなかないのかなと思っておりますけれども、今の大久保議員の話というのも参考にしながら、もう少し検討したほうがいいのかと思いますし、そのうえで今回の、ほかに候補、どれくらいあるかわかりませんが、自分としては、国道沿いで出勤しやすい場所。

それでプールの場所は安価ですし非常にいいかなと思いますけれども、最近では通学路の事故が非常に多いんですね。これはちょっと危惧しているところで、災害出動の際にあの狭い通学路を、ほとんど落部の団員は浜の方が中心になってくるので、あそこを通過して来る様というのは、確かに通学の時間にぶつかったときにどうなのかなという危惧はされるかなと思っております。

どの土地にもですね、一長一短があると思いますので、これからまた経過を見守りたいと思いますけれども、なかなか落部では適地というものは、これ以上ないのかなという気はしております。

○消防長（大淵 聡君） 委員長、消防長。

○委員長（安藤辰行君） 消防長。

○消防長（大淵 聡君） それと今回、日本海溝・千島海溝の、道から示された津波の高さなんですけれども、今、私たちが駅前のところが良いのではないかといいところではいいですと、津波の想定されるのが高いところで3.2mということで、2mから3mの高さの津波、それをどうするのかということのを少し考えまして、建物の構造上のことで、それを補っていいのではないかなというふうに考えております。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 佐藤さん。

○委員外議員（佐藤智子君） 二つあります。一つは、その今、駅前の土地を売ったときと同じ金額で買うって2,900万円、それ減価償却といいますか、同じ金額で買うというのが納得できないので、買うとしたら安く買えないのかと思うんですけれども、それが一つです。それと二つ目は、分団長とかに移転について、まだ相談していないというふう聞いていますけれども、それでいいんですか。分団は関係ないんですか。

○消防長（大淵 聡君） 委員長、消防長。

○委員長（安藤辰行君） 消防長。

○消防長（大淵 聡君） 落部地区にある分団に関してですけれども、団員の中でも揉んで
いただいて話しをしております。

（何かいう声あり）

○委員長（安藤辰行君） 佐藤さん。落部地区だから。

○消防長（大淵 聡君） 栄浜ありますのでまだ。まだという言い方も失礼かもしれませんが
けれども、先ほど議員のほうから将来的にはというご意見もありまして、それも視野に入れて
落部も真ん中というようなこともありまして、団員数が少なくなった場合には合併等も
あり得るのかなと思っております。

○委員長（安藤辰行君） 佐藤さんいいですか。

○委員外議員（佐藤智子君） つまり東野や栄浜、それぞれ格納所があるので、別に相談し
なくてもいいということなんですね。

○消防長（大淵 聡君） 委員長、消防長。

○委員長（安藤辰行君） 消防長。

○消防長（大淵 聡君） 今、現在で言いますと、東野及び栄浜については格納所がござい
まして、自分たちで運営しておりますので、その格納所については、年数が経っています
けれども、まだ使える状態でありますので、そのまま今の格納所を使っていたかというこ
とを考えております。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 佐藤さん。

○委員外議員（佐藤智子君） 使える使えないという問題ではなくて、消防体制全体として、
ほかの分団にも相談すべきことなんじゃないのかなと思ったから質問したんですけれども、
そういうお考えであれば、そういうことなんだなというふうに受け止めます。金額のほうも
お願いします。

○消防長（大淵 聡君） 委員長、消防長。

○委員長（安藤辰行君） 消防長。

○消防長（大淵 聡君） 金額についてですけれども、下がらないのかということなんです
けれども、相手方の言い値ということで、買ったときのというお話でございます。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 佐藤さん。

○委員外議員（佐藤智子君） そんなことだろうと思っていましたけれども、それではこち
らは納得できないなということを言っておきたいと思います。以上で終わります。

○議長（千葉 隆君） ちょっと。

○委員長（安藤辰行君） 千葉さん。

○議長（千葉 隆君） ずっと言いたくなかったんだけど、ここ売るときに、まさか町
で使うんなら、消防署とか建てる時あるんだから、まさか、そういうのに使うのに売ること
って言ったんだわ。それで結局あれでしょ、買うんでしょ。本当にあれだもんね。その時の
担当の人達はそんなことやらないって、愚の骨頂だと言ってたんだわ。でもね、その当時、
先輩議員だけれども、佐々木さんという人がいて、あそこに行ったら、今の現状みたいにな
るから、売らないで、どっちみち消防のところ買をうからって、でもその時に、いろいろな

用途があるのではないかっていったんだけど、ないといって売ったんだよね。たまたま今こういうふうになったんだけど。だから指摘してたんだけど、やっぱり買うんだなというのが第一印象さ。個人的に。

もう一つあれなのは、我々議員は平成 28 年に陸前高田に商議連で行ってるんですよ。それであの地域の消防本部、消防署、消防センターというところの統計だとか、これまでの研究成果を見ていて、やっぱり関口さんが言っている議論さね。そこしかないから建てなかったって。でも、震災あったあとは、そういう議論は駄目だなということで、大久保さんのほうの考え方に変わっているのが今の現在さ。主流は。

だからやっぱり本当に震災にならないとそういうことが主流にならないんだなという事例にしてほしくないなという気持ちは多くあります。やっぱりかなり意識して平成 28 年だったと思うけれども、商議連で行ってきて、現地のビデオも見させてもらって、やっぱり大久保さんが言うように、この震災でさ、7 割 8 割落部地域が浸水したら、正に救助をするさ、拠点を作らないとならない。5 m 以上もの浸水の区域、ここに何世帯あるのか、支援する側はしっかりその辺考えてやったほうがいいのでないかというので、きっと大久保さんは主張してると思う。

我々も何人行ったか忘れたけれども、やっぱり現地って、その研修して消防の救助だとかも見たり、それからその後ネットで消防センターの報告ね、ほとんどの消防の部分があれば。我々学んできたのは、公共施設は災害に強い公共施設を作らないとならないって帰ってきた。やっぱりその最前線は消防だと思うんだよね。だから確かに消防の皆さんが、そこでしかない。災害に強い消防署を建ててくださいと。お金がかかってもいいから。そこしかないと言うのであれば。研究してさ、建物を津波の部分もできるし、そしてこの人達も災害があったときに救助できるような、落部があるから、濁流で浸水したら、たとえば船で助けに行かないとなないから、そういう装備を用意するだとか、やっぱりどうしてもそこしかないというのであれば災害に強いものを作るしかないから。だからその部分はしっかりと建設課と相談したり、事例を見たり自分たちでも研究して、やりますと言うのであれば、それはそれでなると思うんだけど、そこまでできるかどうかという問題だと思うんです。だから大久保さんも一生懸命、断固反対だと言ったのは、なんとなくもう一回、平成 28 年のときの行ったところを、もう一回写真を見たりして、見てたけれども、実際に行った人は、またその体験した人達は、やっぱりギクッと来ると思うんだよね。

だからここでしか駄目だというのであれば、本当に災害に強い消防署を作ってほしいとか、お金をかけて、ほかのものよりも消防の拠点とか防災の拠点になるわけだから、落部地域は八雲と合併して昔からある、一定程度人数と人口がいるので、お金をかけてもいいと思うんだわ。だからどうしてもそこだというのであれば、相当、立地条件を見ながら考えてほしいなと思うんですけれども、そこで決意できるんでしょうか。

○消防長（大淵 聡君） 委員長、消防長。ま

○委員長（安藤辰行君） 消防長。

○消防長（大淵 聡君） 今、議長がおっしゃいましたとおり、非常用発電設備等も上に上げて、震災に強い庁舎にしたいと考えております。また、その上に逃げ遅れた人たちなども、

緊急的に、もし遅れた人がいたら、消防の上に上がっていただければ助かる仕組みといたしますか、そのような建物にしたいと考えております。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。なければこれで終わりたいと思います。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 多分、議長が言ってくれた意味というのは、そんなことできないでしょ。だから別なところに持っていったほうがいいんじゃないのって、そういう意味だと思っんです。違いますかね。私はそう解釈しましたけれども、その津波だとかなんだとかのときに、1階に水をかぶってもいいようなものを置いて、2階に堅牢な建物を建てて、2階にそういう全部金のかかるものを置くとかそういう意味じゃなくて、私が取ったはですよ、議長が言ってるのは、そんなものを作るくらいなら違うところに建てるべきでしょって言ってるんだと思いますよ。解釈の問題かもわ

からないけれども。実際に3 m50 の津波がもし来て、想定どおりにね、もし来て、水被って、ある程度のものを2階に上げてるからいいと。すごく丈夫な建物を建てたって機能しないですよ。どんだけ立派なものを建てても。そういう意味で議長は言ってくれたんだと私は解釈していますけれども、聞いたまま取らないほうがいいと思いますよ。

○委員長（安藤辰行君） 利便性も考えれば地元も、その場所がいいということもあるので、一概に、やはり使う過程を重視したほうが。議長がいうように建物の建て方によってクリアできるものはクリアすれば、帰ったあと利便性のいい場所が、一番いいと思うので、確かに大久保さんの話もわかるけれども。実際にね、使っていくうえで、なかなか落部の地域って場所見たけれども、ないんですよ。ちょっと良いなと思う高台に行けばカーブが多いし、今度、降りて来りっていったって冬は滑るだろうし。線路の向こう側はほとんど駄目だと思うし、だから何箇所か、上がっていく場所はほとんどカーブがあるとか。今、関口さんが言うように、地元の人が見て知っている人なら、やはり駅前が一番いいんじゃないかという話になるだけけれども。ただ、今、議長が言うように建て方によってはクリアできるものは金がかかるだろうけどもさ。実際にはないんだな、あちことに。だからやはり、その辺は、もうちょっと時間があると思うので、建築の設計はいつだったっけ。これから、来年。設計は。

○委員（大久保健一君） 上程のタイムスケジュールがわかれば。

○委員長（安藤辰行君） それに向けてさ、ある程度、揉んでさ、いけばって。前に、今、議長も行ったけれども、僕たちも内地に行って見たんだけど、やっぱり役場に防災センターみたいなのがあって、消防署にあるわけじゃないから。実際に八雲町も防災センターを作って、そこから指示するかたち取ればさ、別にそれはそれでいいのかなと。そしたら落部の機能も変わるだろうし。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） 今の委員長の話を聞いていて、これ落部だけの問題ではなくて、これ、それぞれの格納所もそうなんだけれども、野田生もそうだし山越も、山崎、黒岩、先ほど将来を見越した時に施設等も考えていくべきことなんだろうけれども、熊石地域もそう

でしょうし、ある程度明確な、全て浸水エリアですね、今あるところは。八雲の町内はわかりませんが。

これ今回、落部の問題のみならず、少し基準というか、浸水区域外は非常に難しいと思います。野田生にしても山越にしても線路をくぐらなければならないという部分は、普段の業務に消防団としては支障をきたすでしょうし、我々議員も少しそこら辺は揉むべき問題なのかなという気はします。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 千葉さん。

○議長（千葉 隆君） 要するに、ほかの部分、格納庫も少しずつ移していかないとならないというのはあるんだ。だけれども落部はさ、あそこに救急車があるんだよ。だからやっぱりある程度、災害、消防署のほうのとか、分団のほうもあれだけれども、緊急車両が動かなくなるような、ならないような部分を作らないと、災害の時にやっぱり運ばないとならない部分とか出てくるから、その辺の工夫していかないと。

これは最大値だから、ここまで来なくても、被災された場合とかもあれば、緊急車両はさ、命綱だからね、そこのところを、どういうふうに工夫して、稼働できるようなシステム作るのかだとか、防ぐのかというのは、可能な建物造れるのかわからないけれども、やっぱりそのために、元々なかったんだから救急車。必要だよって言って配置したんだから。12年くらい前に。それで置いたんだけれども、災害になったらどうしようもないから、そういうことも含めて、拠点としては、落部は単なる分団ではないという意識で対応していかないとならない部分があるから、少し慎重になったほうがいいのかなと思います。

○消防長（大淵 聡君） 委員長、消防長。

○委員長（安藤辰行君） 消防長。

○消防長（大淵 聡君） 津波の時ですけれども、その場合は消防職員及び団員で車両等は一時避難所に逃げます。当然のことですけれども。

○議長（千葉 隆君） そういう津波だけというよりも、これ日本海直下型だから地震来た時に逃げられないから。先に。これ日本海溝の地震だから。噴火湾とかの地震が来たら逃げられないから。だから一つの災害で可能だから、ほかの災害がないという考え方自体がどうかということなんだけれども。

○委員長（安藤辰行君） ここまで資料を出してもらったので。

（何かいう声あり）

○委員長（安藤辰行君） ほかの2箇所も、一応検討してみてもらった経過だから、これは前から言っている駅前に候補地として、これからの消防署の建て方。これについて、まだ期間はあるから、もう少し揉んでもらって、いい状態で報告してもらえればなど。どうですか。よろしいですか。

ほかになければ、これで終わりたいと思いますけれども、よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） よろしく願いいたします。

【消防職員退室】

【地域振興課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは、続いて5番目の、八雲町特定公共賃貸住宅の家賃について、地域振興課からよろしく願いいたします。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 熊石では単身者向けへの住宅として、特定公共賃貸住宅が1棟、整備されておまして、その物件の減額規定の取扱いについて、担当の森主査から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○建設水道係主査（森 綱正君） 委員長、建設水道係主査。

○委員長（安藤辰行君） 建設水道係主査。

○建設水道係主査（森 綱正君） 地域振興課から八雲町特定公共賃貸住宅の家賃についてご説明いたします。それでは資料1の1ページをご覧ください。

現在、熊石地域では、八雲町特定公共賃貸住宅、略して特公賃の平団地 平成14年建て1棟8戸につきましては、中堅所得者向けにですね、近傍同種の家賃を基礎として、所得に応じ家賃算定し、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づきまして、管理等の必要な事項を、八雲町特定公共賃貸住宅条例を制定しまして、維持管理に努めております。

この法律に準拠しまして、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、当該特定公共賃貸住宅の管理開始後20年間を限度として、家賃の減額を行うことができることとしまして、条例第13条に家賃の減額規定を設けて、現在まで運用しているところでございます。なお、入居者負担額につきましては、規則の別表に別に定めております申請により、所得に応じ家賃の減額を行っております。

このたび当該建物が、減額の期限を迎えまして、検討する時期に来ております。国の考え方ですが、家賃減額の管理期間終了時には、入居者負担額及び管理期間が、市場家賃を勘案しながら適正に定められるようにされたいとしております。また、函館市におきましては、特定公共賃貸住宅の管理の開始後20年間を限度としている家賃の減額については、期間を限定しないで行うことができることとする条例が平成30年度に条例改正され運用されております。以上のことから、八雲町においても、現入居者の大幅な家賃負担を防ぐ観点から、現在の家賃の減額制度を引き続き継続しまして、減額期間を限定しないで行っていきたいと考えております。

次に、2ページをご覧ください。今後のスケジュールでございますが、3月の議会定例会へ八雲町特定公共賃貸住宅条例改正（案）を上程する予定であります。

条例改正（案）でございますが、条例第13条、町長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、当該特定公共賃貸住宅の管理開始20年間を限度として、家賃の減額を行うことができる、の条文中の当該特定公共賃貸住宅の管理開始後20年間を限度として、を削りまして、町長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、家賃の減額を行うことができる。と条例を改正するものであります。なお、この住宅につきましては、現在1棟8戸、全て入居中でございます。そのうち合計5戸が減額家賃にて入居中でございます。以上、説明といたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。

この件につきまして、質問はございませんか。ないようですので、これで終わりたいと思います。休憩します。10分します。

【地域振興課職員退室】

休憩

再開

【建設課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは、第2期八雲町空家等対策計画の素案について、建設課から説明をお願いいたします。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○委員長（安藤辰行君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 本日の建設課からの報告事項ですが、まず1番目の第2期八雲町空家等対策計画の素案についてということで、平成29年に策定いたしました計画が、本年令和3年をもって計画期間の5年を終えるということで、来年度以降の計画について見直しを行おうとするもので、見直しに先立って行いました町内のアンケートの結果も含めて、補佐からご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○建設課長補佐（作田知宣君） 委員長、建設課長補佐。

○委員長（安藤辰行君） 課長補佐。

○建設課長補佐（作田知宣君） それでは、第2期八雲町空家等対策計画（素案）について説明させていただきたいと思います。

お手元に第2期八雲町空家等対策計画（案）と書いた冊子を準備していただきたいと思います。まずめくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1章1の計画策定の目的でございますが、ここにつきましては地域における課題の一つとして、放置されている空き家等の問題が挙げられていることから、町といたしましても平成29年に八雲町空家等対策計画を策定したところでございますけれども、八雲町の人口は今後も減少が続く見込みであり、空き家等対策については、今後も継続的に取り組む必要があることから、第2期八雲町空家等対策計画を策定するものです。

2の本計画の位置づけでございますけれども、国の空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定されてございます、国の基本指針に即して策定する計画となっております。

3の計画期間につきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間としてございます。

続きましてめくっていただきまして2ページをご覧ください。

第2章の空家等の現状と課題の1 空家等の現状でございますが、まず（1）人口と世帯数の状況についてでございますけれども、これにつきましては各年の国勢調査の結果を基

に記載してございます。人口・世帯数ともに減少しているところであり、今後も人口・世帯数の減少が見込まれている状況となっております。

(2)の空家の状況の①町内全域についてですけれども、各年の国のほうで行っております、住宅・土地統計調査の結果に基づきまして記載させていただいてございます。

この表には記載されていない部分ですが、八雲町の住宅総数は、平成25年が8,770戸、平成30年には8,740戸と、わずかながら減少してございますが、空き家の数については、平成30年には1,720戸と大幅に増加しているものであり、空家率も19.6%となっております。この状況につきましては、今後も高い増加率で推移していくものと推測されます。

3ページ②地域単位の空家についてでございますが、この部分につきましては、町内各地域の身近な空き家等の状況や実態を一番把握している各町内会にお願いいたしまして、アンケート調査を実施いたしました。

結果、地域ごとの空き家の状況といたしましては、八雲地域は301戸で全体の57.3%、熊石地域は224戸で全体の42.7%となっております。

記載しております表についてでございますけれども、(1)が前回のアンケート調査、それ以外については各地域のほうから建設課のほうに相談のあった件について、町で把握している現状の空き家の総数を記載しております。

(2)については、今回の空き家の調査によりまして、(1)と重複しない部分で、新たに空き家として報告をいただいた空き家の総数となっております。(3)が(1)と(2)を合わせた合計の空き家数ということで、町といたしましては、現在把握している空き家ということで、総数で525というかたちでございます。

続きまして4ページをご覧ください。アンケート調査結果の概要でございますけれども、全120町内会に対しまして、昨年9月から11月にアンケート調査を実施いたしました。回収率は83.33%となっております。

各町内会からの要望についてでございますけれども、特徴的な意見を記載しているところでございますけれども、内容としては、空き家の所有者を町が特定して、適正管理するよう指導してほしいという意見や、倒壊の危険のある空き家については、町が解体することができるよう取り組みを進めてほしいなどの意見がありました。このほかにも意見があるんですけれども、大まかには、このような意見に集約される内容となっております。

続きまして5ページをご覧ください。空家等に関する課題の2-1、空き家等対策の必要性でございますが、建物の適切な維持管理については、基本的には所有者の責務において適正に維持・保全されるべきというものでございますけれども、放置されている空き家も少なくありません。今後、このような空き家は増加していくものと予想されることから、町といたしましても町民の安全確保と安心して生活することができる環境を保全していくためには、空き家対策に取り組んでいくことが必要であると考えてございます。

2-2の空家等対策に向けた課題でございますが、第1に所有者に対する意識啓発、第2に相談窓口の体制整備、第3に行政が直接、是正措置を行う仕組みの整備があげられると考えてございます。

所有者に対する意識啓発につきましては、所有者としての当事者意識を持ってもらうことが課題でありまして、当事者意識を醸成していくための対策が必要と考えてございます。

相談窓口の体制整備につきましては、悩みを抱えている空き家所有者に対し、問題を解決するための支援や適切な相談先などの情報提供を行う必要があると考えてございますけれども、これらの支援や情報提供が不足していることが課題であると考えてございます。

行政が直接、是正措置を行う仕組みの整備では、適切に管理されていない空き家をなくしていくことが課題であると考えてございまして、是正を進めるための対策が必要であると考えてございます。

続きまして6ページをご覧くださいと思います。

第3章 空家対策に関する基本的な方針1の取り組みの方向性でございますが、町民が安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、空き家の状況に応じまして、空き家の発生抑制、空き家の活用の促進、管理不全な空き家等の防止・解消、空き家対策に係る実施体制の整備を柱とし、空き家対策を推進してまいりたいと考えてございます。

2の対象地区でございますが、基本的には八雲町全域としてございます。3の対象とする空き家の種類は記載のとおりでございます。

続きまして7ページをご覧くださいと思います。第4章の空家対策に係る具体的な取り組みでございますけれども、まずはじめに発生抑制の取組といたしまして、1の空家の実態調査については、一戸建ての空き家等を中心に現地を確認いたしまして、空き家の不良度判定や、空き家の周辺に及ぼしている悪影響などの内容について、実態調査を行うとしてございます。この部分につきましては今回アンケートで出ました、新しく認識した空き家については今後、随時、空き家の調査をして状況の把握に努めるということで考えてございます。

2の当事者意識の醸成については、実態調査によりまして、適切な維持管理が行われていない空き家については、所有者に対して、適切な管理のお願い文書を郵送するほか、必要に応じて指導などの措置を講じていくこととしております。

3の相談体制の整備については、建設課が初期の窓口となり、その内容を聞き、具体的に必要とされる措置については、庁内の関係部局で組織する、空家等対策庁内連絡会議において連携して対応していくこととしております。

続きまして、空き家の有効活用の取り組みといたしまして、4 改修による空家等の再生支援でございますが、倒壊の危険性はないものの、そのままでは居住に適さない状態の空き家に対して、空き家を取得し、リフォームする場合に、その費用の一部を補助する制度を実施してまいりたいと考えております。

8ページをご覧ください。5の需要と供給のマッチングの促進でございますが、引き続き町が開設しております、空家バンクへの登録を所有者等に案内してまいります。

続きまして、管理不全な空き家の防止・解消のための取り組みといたしまして、6 適切な管理に関する所有者等への情報提供については、建設及び不動産関係団体と連携し、周知を図ってまいりたいと考えております。

7 特定空家等の除却・解体の支援については、引き続き国の空家対策総合支援事業を活用し、解体に要する費用の一部を補助する制度を実施してまいります。

8 法令等の適切な運用については、現地調査の結果、特定空家と判定された場合は、その所有者に対しまして法に基づく措置を講じてまいりたいと考えてございます。なお、危険

な状態が急迫し、緊急に危険を回避する必要がある場合については、所有者に代わりまして町が必要最低限の措置を講じてまいりたいと考えてございます。

続きまして9ページをご覧ください。9の解体した空家等の跡地の利用促進については、その場所によっては雪捨て場等との活用が想定されることから、地域共有の公共空間としての活用の可能性等について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして適切な空家等対策を実施するための取り組みといたしまして、実施体制及び庁内連携の強化でございますが、庁内の空家対策に係る総合窓口として建設課となり、空家等の情報については、データベース化し効果的な施策の検討とサービス向上を進めてまいりたいと考えてございます。

最後の達成の目標といたしまして、3つ目標を記載させていただいているんですけれども、まず10戸の特定空家と40戸の一般的な空き家の解消を図ります。また、25件の空き家等の有効活用を促進してまいりたいと考えてございます。

以上、大変簡単ではございますが、第2期八雲町空家等対策計画（素案）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。

これより質疑を受けたいと思いますけれども、ありませんか。

ないようですので、次の空家等対策支援補助金について説明をお願いいたします。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○委員長（安藤辰行君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 次に2番の空家等対策支援補助金についてということで、先ほどの計画中の説明にもありましたが、具体的な取り組みの中で空き家の有効活用として、現在、子育て世帯の空き家の改修補助ということで実施させていただいておりますが、制度開始から4年が経過して、1件の家に留まっているということから、制度の見直しを考えているということで、引き続き課長補佐から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○建設課長補佐（作田知宣君） 委員長、建設課長補佐。

○委員長（安藤辰行君） 課長補佐。

○建設課長補佐（作田知宣君） それでは続きまして資料2 空家等対策支援補助金について説明させていただきます。

1の目的については、空き家の改修に要する費用を補助することで、空き家の有効活用を図るものでございます。

2の補助対象事業ですが、まず一つ目といたしまして、空き家の改修する工事で、その工事に要する費用が30万円以上のもの。②については、公共事業による移転、建替え等の補助対象となっていないこと。③といたしましては、八雲町内の事業者により工事について請け負いをお願いすることとしております。

3の補助対象となる空き家についてでございますけれども、八雲町内にある空き家で、昭和56年6月1日以降、耐震基準が見直された以降に着工した建物であることで、二つ目といたしましては、個人所有のものに限ります。③といたしましては概ね1年以上、居住又は使用実績がないこととしてございます。

④についてですが、今年度までの改修補助金については、立地適正化計画における居住誘導区域としてございましたが、来年度からの補助金につきましては、立地適正化計画における地域拠点として位置づけられております、落部、熊石地区を追加させていただきたいと考えてございます。いずれの場合の空き家についても下水道を完備、若しくは改修後完備する空き家を対象とさせていただきたいと考えております。

4の補助対象者についてでございますけれども、①として、自らが居住のために空き家等を購入し、取得後1年以内に工事を実施するもの、かつ3年以上居住する空き家の所有者と考えております。②から④は記載のとおりであります。

5の補助対象経費についてですが、記載のとおり、空き家の改修に伴う工事であればほとんどを対象にしたいと考えております。

なお、空き家以外の外構、物置、倉庫の改修や家財などの動産の購入費は対象外とさせていただきたいと考えております。

6の補助金の額については、補助対象経費の2分1で、上限を100万円としたいと考えております。

以上、大変簡単ではございますが、空家等対策支援補助金の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。

これより質疑を受けます。何かありませんか。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保建一君） すみません。これの前のやつでもいいですか。

○委員長（安藤辰行君） 終わったやつか。いいです。

○委員（大久保建一君） これ2期目ということなんですけれども、これ1期目の達成目標って作っていたんでしたっけ。

○建設課長補佐（作田知宣君） 1期目も作っています。

○委員（大久保建一君） それに対する達成の結果みたいなものはどうなってるの。

○建設課長補佐（作田知宣君） 達成結果については今回の計画に載せていないんですけども、前回は、この今回でいう特定空家の改修と有効活用の部分については記載があったんですけども、特定空家については10戸を目標としてございまして、現時点で7戸の特定空家の改修を。ただ有効活用のほうが5戸対象が、この5年間で1件しかなかったということ。

○委員（大久保建一君） 目標は5、

○建設課長補佐（作田知宣君） 目標は15です。

○委員（大久保建一君） それで1件。

○建設課長補佐（作田知宣君） 1件だったので、今回この改修の補助金については、より使い勝手がいいようにということで見直しをしたほうがいいということで、案について説明をさせていただいております。

○委員（大久保建一君） わかりました。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） さっきの案のほうで。すみません。

第4章の5番、ページが8ページの需要と供給の町の促進を連携を図っていけばと、最後に綴っているから、計画の目標を達成するのに、ここは急いでほしいなというのがあるので、図っていくのならスピードアップでできればうれしいなど。

○建設課長補佐（作田知宣君） 委員長、建設課長補佐。

○委員長（安藤辰行君） 課長補佐。

○建設課長補佐（作田知宣君） この部分につきましては、八雲町で空き家バンクホームページでやらせていただいているんですけども、北海道は北海道で空き家バンクを作っておりまして、計画には連携を図っていきますという書き方なんですけれども、現時点で北海道の空き家バンクにリンクするかたちで、八雲町を選べばそれが見れるようなかたちにはなっているという意味でという書き方でした。

具体的にやっていくと例えば、北海道の空き家バンクの方にも八雲町の空き家バンクが見れるような状態になっているというかたちで連携を図っていきますということで、こういう記載をさせていただいたところでございます。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） それではこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

【建設課職員退室】

【新幹線推進室職員入室】

○委員長（安藤辰行君） 続きまして、8番の新駅舎デザインコンセプトについて、新幹線推進室から説明をお願いいたします。

○新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 委員長、新幹線推進室長。

○委員長（安藤辰行君） 新幹線推進室長。

○新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 最初の新駅舎デザインコンセプトについてということで、私どもが若干簡単に、今日の報告事項3件だけ説明させてもらって係から改めて詳しく説明いたします。

今日は3件ですけども、1つ目は今、委員長からあった、新八雲（仮称）駅舎デザインコンセプトに関してであります。これは昨年9月に報告したのちの、事務的な検討結果だと、これから素案というかたちでご意見いただきたいと思っております。

二つ目の受入地黒岩の対策土の処分方法についてはですね、昨年私の判断ミスによって報告が遅れ、皆様方からお叱りを受けた、黒岩Aへの受入れ基準値を超過した対策土を搬入し、戻して、その下の部分を黒岩Aの受入位置に仮置きしているというものの処分方法が、機構としては工法等決定したということについての報告であります。

それと3つ目の対策土の受入候補地についてということで、これは一昨年6月、昨年2月に調査を開始しますということで本常任委員会に報告した3箇所について、調査が終了し

ましたので、機構としても受入地としての工法等を検討した結果ということ報告し、機構として次の作業段階に踏み込みたいという報告であります。

それでは係から、詳細について説明いたします。

○新幹線推進係（岡島孝明君） 委員長、推進係。

○委員長（安藤辰行君） 推進係。

○新幹線推進係（岡島孝明君） それではまず、新八雲（仮称）駅のデザインコンセプトについてご報告いたします。

昨年の9月に総務経済常任委員会でデザインコンセプトのイメージをご提示させていただきましたが、それについて町民に対して11月に意見公募というかたちで、町の広報とホームページを用いまして実施し、1か月間実施しました。結果としては、意見の提出は特段ございませんでしたという報告です。

まず、二つ目についてはデザインコンセプトの以前、骨子案というかたちで提示させていただいているんですけれども、素案というかたちで資料1のとおり策定いたしました。基本的にはあまり変わっていないんですけれども、まず主題、メインテーマでございますけれども、牧場の中にある駅ということで、基本計画に沿ったかたちでメインテーマを決めております。また、サブタイトルとして、二つの海を持つ八雲の大地に建つ牧歌的風景に調和したシンプルな駅ということで入れております。

また、付帯意見としまして、町内の産業団体や一般公募から組織している駅周辺整備推進会議の委員の方々からですね、アンケート等を取りまして、この付帯意見に落とし込んだのがこの4つになります。

たとえば一つ目ですけれども、道南木材をふんだんに使用した、ぬくもりを感じ木漏れ日があふれる駅だとか、伝統的な牛舎をほうふつさせ、北海道の大地を感じる駅、また、駅舎内から広い視野で見渡せるガラス張りの駅、あるいはシンプルで周囲の牧歌的風景に溶け込む駅ということで、具体的な付帯意見としまして、機構に対して提示する予定であります。

この表についてなんですけれども、先ほど申しあげた推進会議の委員からですね、牧歌的風景だったり、牧場の中にある駅とはどういったイメージを持っているかというアンケートを取りまして、複数回答だったり、これを入れてほしいとか様々な意見を集約したものをこの表に入れ込んで、鉄道・運輸機構のほうにこれと一緒に回答したいと考えております。

今後につきましては、この素案内容について、改めて駅周辺整備推進会議の委員に対して最終的な意見聴取を行いまして、鉄道・運輸機構に回答する内容ですね、これら一式について、今後こちらで整理して、整理でき次第ですね、こちらの常任委員会へ改めて報告したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

デザインコンセプトにつきまして、一つ目のご報告を終わりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。デザインコンセプトについての説明が終わりましたけれども、何か質問はございませんか。

ないようですので、次の説明をお願いします。

○新幹線推進係（岡島孝明君） 委員長、推進係。

○委員長（安藤辰行君） 推進係。

○新幹線推進係（岡島孝明君） 二つ目の受入地黒岩Aに仮置き中の対策土の処分方法について、資料の2を用いましてご説明いたします。こちらの資料は機構から提示された資料になりますので、ご理解願います。

いろいろ書いてありますけれども、まず一昨年、黒岩Aの搬入上限濃度を超える対策土を搬入し、ただちに工事ヤード、こちら盤石工区になりますけれども、仮置きした最大濃度1.3 mg/lの約800 m³と、黒岩Aの一時堆積した場所の下ですね、下の対策土の撤去ですね、これを仮置きしているもの、約1,640 m³になりますけれども、こちらの対策土の受入地と、その工法についてまず4ページ。4ページにつきましては、鉛川の処分場所になりますので、こういった場所になるというところで説明を。

それで、資料6になりますけれども、両面印刷でちょっとわかりづらいんですけども、資料2の6ページ目です。これらの対策土につきまして、鉛川1と2があるんですけども、鉛川2のところで処分を考えております。当初、こういった濃度のものを処分する想定で適用されていなかったんですけども、こういったものが出たので、追加の対策を施しております。当初ですね、こちらのほう対策土を吸着層を用いて処分するということがあったんですけども、当初、吸着層の厚さが30 cmを機構のほうで考えていたんですけども、こういった濃度を処理するというので、30 cmから90 cmに、3倍の吸着層を用いて、この濃度ですね、ここでは0.3 mm以上、1.3 mm以下という対策土につきましては、吸着層90 cmの上において処分するというので説明を受けています。同様に0.3より下回る対策土につきましては、吸着層60 cmを用いたところで処分するということになります。

次に資料8ページになりますけれども、盛土を制限して処分するというかたちになります。具体的には鉛川の区間1になりますけれども、1.3という、これヒ素の濃度でありますけれども、1.3 mgという濃いものに関しては、層厚、要は盛土の高さ、厚さを1.7mに制限するというのでございます。同様に若干それより低いもの、0.35に関しては盛土厚3mに制限して処分するという説明を受けています。こういうことをすることで、ヒ素の環境基準0.02 mg/lという数字があるんですけども、これに対して予測地点濃度、要はリスク評価するポイントですね、その濃度が、その環境基準より下回るというのでございます。

以上、仮置き中の対策土の処分方法について報告を終わります。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。

今、説明が終わりましたけれども、午前中に説明は終わってるのかな。同じような質問は出ないと思いますので。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。いいですか。

○委員長（安藤辰行君） 駄目だって言いたいけれども。

○委員外議員（佐藤智子君） お伺いします。

今日、機構が午前中に来て、懇談会というか勉強会ということで、聞かなかったことですが、盤石トンネルのことしか言ってなかったですよ。間違えて運んで、また戻したってというので。それで、その今の仮置きしているものも、ヒ素の濃度に関しては発表がありましたけれども、ほかの鉛とかフッ素とかセレンとかの成分表も受けて、その内容を知っているべきだと思うんですけども、そういうものは手元にありますか。

○新幹線推進係（岡島孝明君） 委員長、推進係。

- 委員長（安藤辰行君） 推進係。
- 新幹線推進係（岡島孝明君） 手元にはございません。
- 委員外議員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（安藤辰行君） 佐藤さん。
- 委員外議員（佐藤智子君） そういうのも求めていく必要があると思うんですけど。あと盤石トンネル以外で基準値を超える成分が入った土を仮置きしている工区が、12月の一般質問の時には、推進室のほうで把握していないというふうにおっしゃっていましたが、実際その、こちら側としてはあるということを押さえているといいますか、ブルーシートで被せている土がほかの工区にもあるというふうに見ているんですけども、その辺は12月の答弁と変わりませんか。
- 議長（千葉 隆君） それこそ一番重要だもの、今日、言えばよかったしょ。
- 新幹線推進係（岡島孝明君） 委員長、推進係。
- 委員長（安藤辰行君） 推進係。
- 新幹線推進係（岡島孝明君） 八雲管内における工区に置いている仮置きの対策土の濃度等については、把握はしておりません。
- 委員長（安藤辰行君） よろしいですか。佐藤さん。
- 委員外議員（佐藤智子君） その濃度のことも重要ですけども、盤石トンネル以外で、そういう基準値を超えた土を置いている工区は把握していますか。
- 新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 委員長、新幹線推進室長。
- 委員長（安藤辰行君） 新幹線推進室長。
- 新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 先ほどからお答えしておりますけれども、それぞれの工事ヤード内には、既に今、黒岩しか受け入れ地がないものですから持っていけないということで仮置きしてブルーシートで囲い込んでいるわけでありまして。その中身の濃度については、こちらとしては先ほどから説明しておりますけれども、報告は受けておりませんし、機構に適正な処理でもって仮置きしてもらうように要請しているということですので、今、議員が言われた盤石と同じ濃度のものが、ほかのところにもあるのかどうかということも基本的には機構の責任において処理しているものですからこちらとしては把握しておりませんが、今、ほかの工事ヤードでブルーシートで置いているものが先ほど言ったとおり、黒岩Aに持っていきこうと思っても持っていけないので仮置きしているというものでありますので、その辺については深い意図はなく、受入地が確保でき次第、移動していくというふうに聞いております。
- 委員外議員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（安藤辰行君） 佐藤さん。
- 委員外議員（佐藤智子君） そうするとそれは工区名をお知らせください。
- 新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 委員長、新幹線推進室長。
- 委員長（安藤辰行君） 新幹線推進室長。
- 新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 基本的にすべての工区にあるかどうかということなり濃度なりは、機構に聞いてほしい事項でありまして、機構の責任において工事ヤード内で管理しているものであります。

ただ、一般的に見えるというところであれば、立岩のところには、かなりの対策土を仮置きしておりますし、大新にも工事ヤード内に仮置きしているという実態で、早く対策土の受入地を機構としては決定したいということでもあります。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 佐藤さん。

○委員外議員（佐藤智子君） そうするとその推進室で把握しないこともやはり、かなりあるということですので、機構にその辺を求めてもらいたいと思いますけれども、なかなかそれもやるということにはならないでしょうから、求めて欲しいということをおきたいと思います。

あとですね、水質検査のことなんですけれども、新たに鉛川に運んでいくということで、岩盤だから水質検査できないということかもしれませんけれども、岩盤であっても地下水浸透はあると思うんですね。だから地下水の調査というものを機構に求めてほしいと思いますけれども、それはいかがですか。

○新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 委員長、新幹線推進室長。

○委員長（安藤辰行君） 新幹線推進室長。

○新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 一つ目の、議員からの要請でありますけれども、基本的に町としては受入地ごとで適正なかたちで機構として処理するのが、というようなかたちで点検をしたいと思いますので、今、工事ヤード内に仮置きしているものを全てどうのこうのということで、積極的なかたちで、こちらとして求めるということはいかななものかと思えます。二つ目としては、鉛川に関しては、実際に機構として調査している結果でありますから、それにおいて必要がないという結果が出ているという中で、それを要請するというのもいかななものかというふうに感じております。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。佐藤さん。

○委員外議員（佐藤智子君） よろしくないけれども終わります。

○委員長（安藤辰行君） 終わってください。ほかに質問ありませんか。

なければ三番目。受入候補地の3番の説明をお願いいたします。

○新幹線推進係（岡島孝明君） 委員長、推進係。

○委員長（安藤辰行君） 推進係。

○新幹線推進係（岡島孝明君） それでは三つ目ですけれども、対策土受入候補地についてご報告いたします。こちら、表に富咲AからCを提示しておりますけれども、令和2年6月に報告した富咲A、令和3年2月にご報告させていただいた富咲B、Cについてです。

資料なんですけれども、まずこちら、機構から提示された資料での一部だと若干見づらいの、この一番後ろに、こちらでフリーハンドで大変恐縮ですけれども、位置図と平面図を用意しておりますので、そちらで位置をご確認していただければと思います。

まず受入候補地、富咲Aですけれども、盛土面積については約11,000㎡、盛土量としては約5万㎡を想定しております。また富咲A、B、Cともに民有地でございますので、買収する必要があります。

買収予定面積につきましては、富咲Aは約7万㎡です。また、買収予定価格につきましては180万円と積算しております。

次に富咲Bですけれども、同様に盛土面積4万㎡、盛土量、約20万㎡、買収予定面積、約12万3,000㎡を予定しております。買収予定価格につきましては、精査中でございます。なお、富咲Bにつきましては、今、現在ですね、重金属等対策検討委員会、いわゆる第三者委員会の審議を終了しておりますけれども、関係機関、北海道になりますけれども、北海道と機構で今、協議中でございます。

最後富咲Cにつきましては、盛土面積32万㎡、盛土量約70万㎡、買収予定面積を約87万㎡と見積もっております。同様に買収予定価格につきましては精査中であります。富咲Cにつきましては、対策候補案を策定済みでありますけれども、第三者委員会へ、審議を今年の3月に予定しております。

富咲B、富咲Cにつきましては、これら整理でき次第ですね、改めて本議会、総務経済常任委員会へご報告したいと考えております。

具体的にこの資料3を用いてご説明いたします。まず、資料の4から6ページをご覧ください。A、B、Cともに、こういった盛土形状を考えております。富咲Aに関しては盛土高15m、Bに関しては盛土高10m、Cについても10mを想定しております。なお、資料7ページに書いてありますけれども、A、B、Cともに対策法としては原地盤活用を採用する予定でございます。

次に、資料11ページでありますけれども、地下水と沢水の水質監視についてなんですけれども、富咲Aに関しては地下水4箇所、また沢水を2箇所、機構で監視していく予定であります。同様に富咲B、12ページでありますけれども、地下水につきましては6箇所、沢水の水質監視は2箇所を考えております。最後、富咲Cにつきましても地下水水質監視としては11箇所、沢水の水質監視箇所としては6箇所を想定しているところであります。

以上で富咲地区の対策土受入候補地についてご報告を終わります。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。これについて質問はありますか。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 佐藤さん。

○委員外議員（佐藤智子君） 一個だけ。

この富咲Cはやっぱり現地を見てからでないと決められないと思うんですけれども、現地説明会は、こちらが求めれば機構は応じてくれるというふうに答えてくれていますので、現地を見に行くということも、推進室のほうでも協力していただきたいと思っておりますけれども、どうですか。

○新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 委員長、新幹線推進室長。

○委員長（安藤辰行君） 新幹線推進室長。

○新幹線推進室長（鈴木敏秋君） 説明については、工事者である機構が主体的に行っておりますので、機構の判断によりますけれども、議員の意向は伝えます。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） 以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

【新幹線推進室職員退室】

【総務課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは11番目の八雲町交通安全計画（素案）について、総務課から説明をお願いいたします。

○総務課長（竹内友身君） 委員長、総務課長。

○委員長（安藤辰行君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 交通安全計画ですけれども、年に1回見直ししております。国においては令和3年、北海道では昨年の7月に、第11次になりますが、計画というのを策定しております。各市町村はそれに倣ってそれぞれの計画を見直すということになっておりますので、よろしくをお願いいたします。説明は担当係長からお願いいたします

○庶務交通係長（吉田正樹君） 委員長、庶務交通係長。

○委員長（安藤辰行君） 庶務交通係長。

○庶務交通係長（吉田正樹君） それでは私のほうから、八雲町交通安全計画（素案）について、説明させていただきます。

はじめに(1)の計画期間についてですが、この計画は、7月に北海道において作成した北海道交通安全計画を指針として作成したものであり、これに合わせるかたちで計画期間を令和3年度から令和7年度までとしております。

次に(2)の計画の概要ですが、素案の目次を見ていただくとわかりやすいと思います。前段の第1章では、道路交通の安全と題して、交通事故の現状分析及び今後の見通しのほか、交通安全の目標値、今後の5年間における施策の柱と重点課題について記載しております。

第2章では、第1章で掲げた施策の柱ごとに、講じようとする施策について記載しております。なお、今回の計画の作成に当たり、重点事項等を、よりわかりやすくするため、道の計画と同じ体系となるよう構成しております。

素案の2ページから5ページをご覧くださいと思います。第1節として、当町の交通事故の現状について記載しています。事故発生件数は減少傾向にありますが、依然として交通死亡事故が発生している状況にあります。原因者の主なものとして、女性運転者と高齢運転者が多く、これは全国的傾向と同様となっております。また、事故の発生状況を見ると、国道や道道を中心とする幹線道路での事故が多いことや、路面が凍結する冬季間の事故が多いことが伺えます。

5ページ下段、第2節は、交通安全についての目標値を定めるもので、交通事故による死者数ゼロを目指し、事故の減少に向けて取り組むこととしております。

6ページ上段、第3節、施策の柱として道路交通環境の整備から被害者支援の充実と推進までの5つの柱を掲げ、交通安全施策を推進することとしております。重点課題として、これまでの取り組みを踏まえ、7項目の重点課題を設定し、6ページ中段から8ページに記載のとおり課題解決に向けて取り組むこととしております。

9ページの第2章は、施策の柱ごとに講じようとする施策を示したものであり、第1節から第5節まで分野別に記載しております。

第1節は道路交通環境の整備で、子供や高齢者、障がい者などが安心して通行できる人優先の道路交通環境の整備を図ることとしております。そのためには、幹線道路における交通を円滑にし、生活道路への流入を防ぐことや歩道の整備、交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

第2節、11ページ下段になりますが、交通安全思想の普及徹底では、交通安全意識と交通マナーの向上のため、すべての世代に対して、年齢や生活環境に応じた交通安全教育を行うこととしており、交通安全教育の実施にあたっては、行政や警察、学校、関係機関、民間団体、地域社会、家庭が互いに連携を取りながら、地域ぐるみの活動を進めていく必要があります。また、重点課題にも取り上げておりますが、飲酒運転の根絶やスピードダウン、シートベルトの着用徹底などが図られるよう街頭啓発などの普及活動に取り組むこととしております。

第3節、16ページ下段をご覧ください。安全運転の確保では、安全運転に必要な知識・技能・資質の向上のため、安全運転管理業務をはじめとする運転者教育の充実を図ることとしております。

第4節、救助・救急活動の充実では、医療機関との連携を図りつつ、救急医療体制の整備を図ることとしております。

第5節、被害者支援では、交通事故被害者等の支援のため、道が実施する交通事故相談所の利用促進や自転車損害賠償保険等への加入促進に取り組むこととしております。

計画の概要については以上となります。

次に(3)のパブリックコメントですが、本計画は自治基本条例第14条の町民参加手続きを義務付ける計画でありますので、町民からの意見募集を実施いたします。

本日、委員の皆様からご意見をいただいて素案の見直しを行い、1か月の意見募集期間を経て計画書をまとめる予定であります。

(4)の意見照会ですが、函館開発建設部八雲道路事務所、渡島振興局環境生活課、函館建設管理部八雲出張所、八雲警察署などの上部指導機関へも意見照会を実施する予定であります。

以上で、八雲町交通安全計画素案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長(安藤辰行君) ありがとうございます。

今説明が終わりましたけれども、何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長(安藤辰行君) ないということですので、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

【総務課職員退室】

◎ その他

○委員長（安藤辰行君） 以上を持ちまして、本日の報告事項は終わりましたけれども、その他で何かございませんか。

○議会事務局次長（成田真介君） 次回の総務常任委員会なんですけれども、予定としては2月10日の木曜日で考えておりますけれども、10時から。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。2月10日で進めていただきたいと思います。それでは、これを持ちまして、今日の委員会は終了したいと思います。お疲れ様でした。

[閉会 午後3時38分]